

令和 7 年度
海陽町移住体験施設（神野・穴喰移住体験住宅）
使用（入居）申込みの手引き

【施設概要】

＊神野移住体験住宅

所在地：〒775-0413 徳島県海部郡海陽町神野字柿谷 136 番地

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ① 海陽町移住体験施設（神野移住体験住宅）A-1 | 【標準定員：1～2 人程度】 |
| ② 海陽町移住体験施設（神野移住体験住宅）A-2 | 【標準定員：1～2 人程度】 |
| ③ 海陽町移住体験施設（神野移住体験住宅）B | 【標準定員：3～6 人程度】 |
| ④ 海陽町移住体験施設（神野移住体験住宅）C | 【標準定員：3～6 人程度】 |

＊穴喰移住体験住宅

所在地：〒775-0501 徳島県海部郡海陽町穴喰浦字正梶 188 番地 23

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ① 海陽町移住体験施設（穴喰移住体験住宅） | 【標準定員：2～3 人程度】 |
|-----------------------|----------------|

【使用（入居）可能期間】

1 年以内

【使用（入居）可能時期】

最新の施設の空き状況や使用（入居可能）時期については、お問い合わせください。
申込みから入居までの準備期間として、概ね 1～2 ヶ月程度の期間を要します。

【使用（入居）申込みの受付期間】

募集件数に達するまで受付しています。申込み状況は、次の窓口へお問い合わせください。

【使用（入居）申込み方法】

使用（入居）申込書類を、持参又は郵送のいずれかの方法にて、下記の提出先へご提出ください。
使用（入居）しようとする期間によって、提出書類が異なります。

申込みに必要な書類様式は、下記の窓口でお受け取りになるか、海陽町役場ホームページからダウンロードできます。（<https://www.town.kaiyo.lg.jp/docs/2020041400049/>）

【提出・問い合わせ窓口】

海陽町役場（海南庁舎）産業振興課 移住体験施設担当

〒775-0295 海陽町大里字上中須 128 番地

電話番号：0884-73-4161 ・ ファクシミリ：0884-73-4160

※問い合わせ対応時間は、平日の 8:30～17:15（土日祝日、年末年始を除く）です。

【施設の見学】

施設内部の見学をご希望される方は、上記の問い合わせ先まで事前にご連絡ください。
見学が可能な日時は、平日の 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）です。

【目 次】

1. はじめに -----	3
2. 施設の目的 -----	3
3. 使用（入居）対象者 -----	3
4. 使用（入居）できる期間 -----	3
5. 使用（入居）者の決定方法 -----	3
6. 使用（入居）時に必要な契約 -----	4
7. 施設の使用料 -----	4
8. 使用（入居）者の費用負担義務 -----	5
9. 施設の備品について -----	5
10. 使用（入居）までの手続きの流れ -----	5
11. 使用（入居）の申込み方法 -----	7
12. 使用（入居）者の面接審査 -----	7
13. 定期賃貸借契約 -----	8
14. 施設の概要 -----	9
15. 使用（入居）者の遵守義務 -----	10
16. 使用（入居）者の禁止行為 -----	10
17. 使用（入居）者の通知義務 -----	11
18. 使用（入居）許可の取り消し事由 -----	12
19. 使用（入居）者の留意事項 -----	12
20. 使用（入居）申込書類 -----	13

1. はじめに

当施設は、その設置目的のため、使用（入居）にあたり、特有のルールを設けています。

使用（入居）の申込みするにあたっては、この「使用（入居）申込みの手引き」を必ずお読みになり、使用（入居）上のルールをご承知おきのうえ、お申込みください。

2. 施設の目的

当施設は、海陽町への移住を希望又は検討している方に、一定期間施設に居住し、地域住民との交流を深めながら、海陽町での暮らしを体験していただき、海陽町へ定住してもらうことを目的として整備しています。

そのため当施設は、観光やレジャー等を目的とした宿泊施設や、移住者が継続的に使用（入居）できる公営住宅ではなく、海陽町への移住を希望・検討している方を対象とした、あらかじめ使用（入居）期間を定めた一時的な居住体験施設になります。

3. 使用（入居）対象者

当施設を使用（入居）できる方は、使用（入居）を希望する方及びその方と同居する親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方その他婚姻の予約者を含む。以下「同居人」という。）が、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 町外に住所かつ生活の本拠地があり、海陽町への移住を希望又は検討している者
- (2) 施設所在地の地域住民と積極的に交流を持てる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員、指定暴力団又は指定暴力団連合の構成員でないこと。

4. 使用（入居）できる期間

使用（入居）期間は、原則として1か月以上1年以内です。

使用（入居）者の都合を理由に、使用（入居）期間の延長することはありません。

使用（入居）開始及び終了（退居）時間は、午前9時から午後5時までの間です。

5. 使用（入居）者の決定方法

当施設を使用（入居）できる方は、申込書類による書面審査（使用（入居）しようとする期間等によっては必要に応じて面接審査）により、決定します。

したがって、使用（入居）申込みや面接を受けても、必ず施設を使用（入居）できるとは限りません。

なお、使用（入居）者の決定方法は、使用（入居）しようとする期間によって異なり、次のとおりとなります。

(1) 使用（入居）しようとする期間が6ヶ月に満たない場合は、申込書類による書面審査により、使用（入居）者を決定します。

(2) 使用（入居）しようとする期間が6ヶ月以上の場合は、申込書類による書面審査のほか、必要に応じて施設所在地の地域住民または審査会による面接審査＊により、使用（入居）者を決定します。

＊詳しくは、「12.使用（入居）者の面接審査」を参照ください。

施設見学や面接審査に要する費用（交通費・滞在費）等、当施設の使用（入居）手続きにかかる経費の一切は自己負担となりますので、予めご理解・ご了承のうえ、お申込みください。

また、使用（入居）者審査の結果、施設を使用（入居）できなかった方に損害が生じたとしても、当方では一切その責任を負いません。

なお、使用（入居）者を決定するにあたっては、当施設の設備上、使用（入居）しようとする期間が長期間（1年以内で）の方を優先させていただきます。

6. 使用（入居）時に必要な契約

使用（入居）には、次のとおり、施設管理者への誓約や契約の締結が必要になります。

使用（入居）の申込みするにあたっては、予めご理解・ご了承のうえ、お申込みください。

(1) 使用（入居）しようとする期間が1ヶ月以上6ヶ月未満の場合、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する「定期賃貸借契約＊」を、施設管理者との間で締結していただきます。

（連帯保証人は不要）

(2) 使用（入居）しようとする期間が6ヶ月以上の場合、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する「定期賃貸借契約＊」を、施設管理者との間で締結していただきます。（連帯保証人1名が必要）＊詳しくは、「13. 定期賃貸借契約」を参照ください。

7. 施設の使用料

施設の使用料は下記の表のとおりです。

ただし、「8.使用（入居）者の費用負担義務」に掲げる費用については、施設の使用料には含まれていませんので、別途必要になります。

使用（入居）しようとする期間が1月以上の場合は、当月分の使用料を前月末日までにお支払いいただきます。＊使用（入居）開始日の属する月の使用料は、別途、施設管理者が指定する日までとなります。

利用期間	区分	使用料(円)
1カ月以上	神野移住体験住宅A－1	月額21,000円
	神野移住体験住宅A－2	月額21,000円
	神野移住体験住宅B	月額30,000円
	神野移住体験住宅C	月額30,000円
	穴喰移住体験住宅	月額30,000円

8. 使用（入居）者の費用負担義務

上記の「7.施設の使用料」及び生活を行うために必要な費用の他、次に掲げる費用は使用（入居）者の自己負担となります。

使用（入居）しようとする期間が1月以上の場合、(1)から(3)まで及び、(5)の使用又は利用にあっては、各供給事業者へ直接、使用（利用）申込み手続きを行い、使用（利用）いただきます。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) ケーブルテレビの利用料
- (3) 日本放送協会放送の受信料
- (4) ゴミの処分等の清掃衛生に要する費用
- (5) インターネット回線の利用料
- (6) 施設に備え付け以外の家財道具及び備品に要する費用
- (7) 施設の電灯等の小規模な機器の取り替え及び修理に要する費用
- (8) 地域コミュニティの運営維持に必要な個人負担金等の費用
- (9) 施設等の原状回復費用（通常の使用に伴い生じた損耗及び経年変化を除く）

9. 施設の備品について

当施設には、ガスコンロ（キッチン）及びエアコン（室内）のみを予め備え付けてあります。

また、当施設のうち神野移住体験住宅「A-1」及び「A-2」のみ、上記に加え、台下冷蔵・冷凍庫（キッチン）を備え付けてあります。

したがって、生活に必要な備品（家財道具）等は、使用（入居）者により施設への持ち込みが必要となり、使用終了（退居）の際には、使用（入居）者により撤去していただく必要があります。

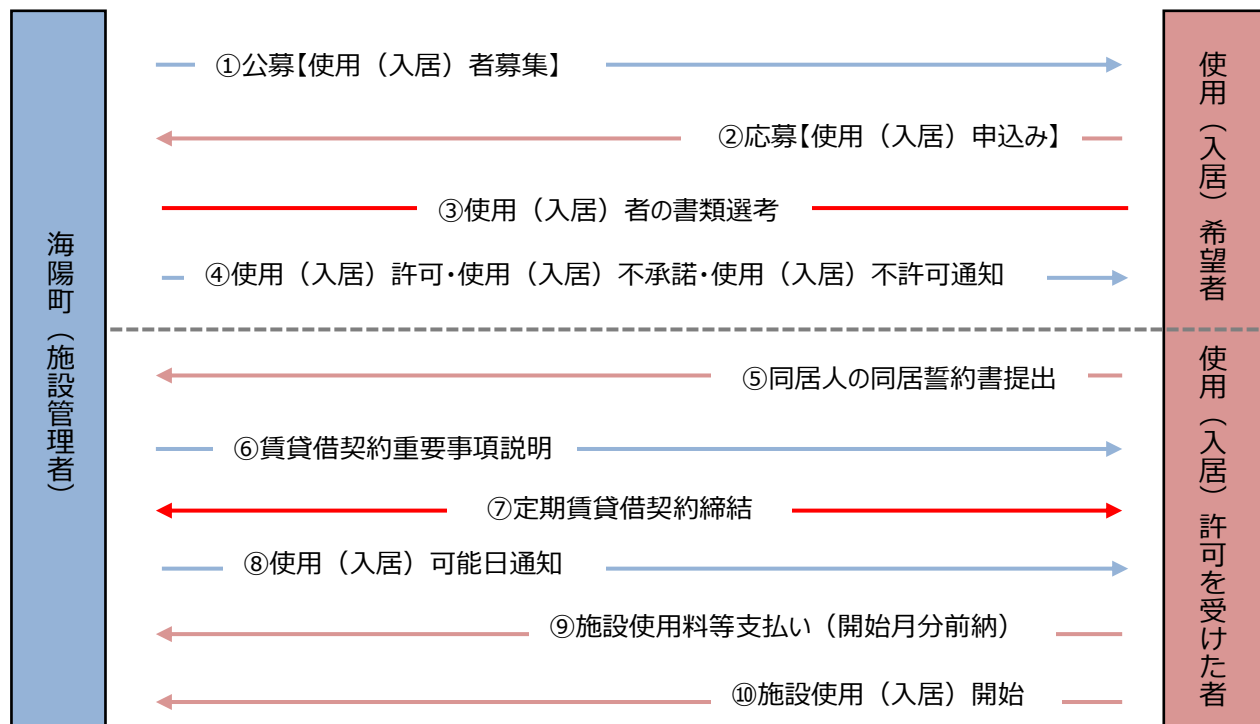
10. 使用（入居）までの手続きの流れ

当施設の使用（入居）を希望する方は、まず、使用（入居）申込みを行い、使用（入居）しようとする期間に応じて、申込書類による書面審査や事前面接による使用（入居）者審査を受け、施設の使用（入居）許可を得る必要があります。

使用（入居）許可を受けた方は、使用（入居）しようとする期間に応じて、施設管理者が別に定める「施設使用誓約書」による誓約、又は借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する「定期賃貸借契約」を施設管理者との間で締結する（使用しようとする期間が6ヶ月以上の場合は連帯保証人1名が必要）ことにより、施設の使用（入居）を開始することができます。

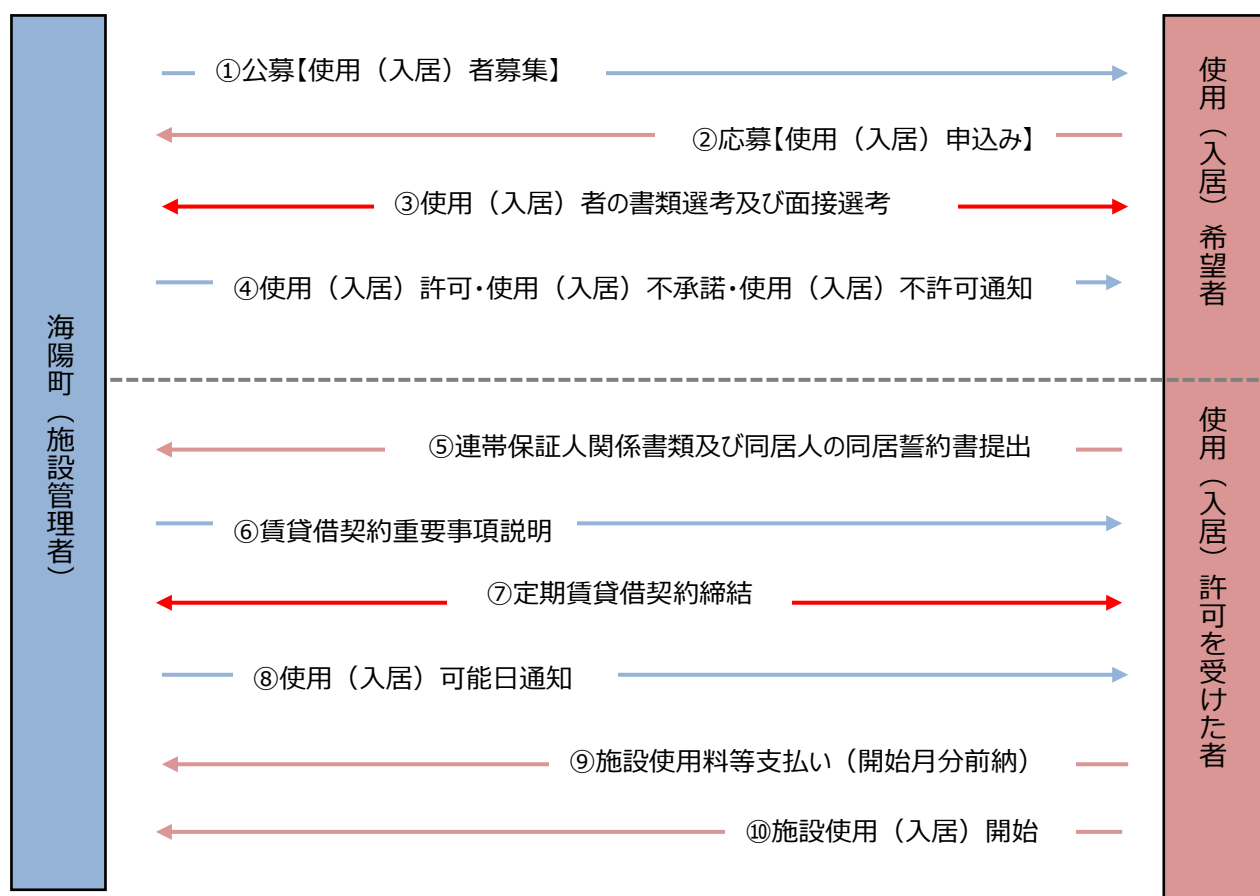
使用（入居）者の手続きの流れは、使用（入居）しようとする期間によって異なり、次のとおりとなります。

★使用（入居）しようとする期間が 1 ヶ月以上 6 ヶ月未満の場合★



※手続きの簡略化のため、④・⑥・⑧、⑤・⑦、⑨・⑩は同時になる場合があります。

★使用（入居）しようとする期間が 6 ヶ月以上 1 年以内の場合★



※手続きの簡略化のため、④・⑥・⑧、⑤・⑦、⑨・⑩は同時になる場合があります。

11. 使用（入居）の申込み方法

使用（入居）しようとする期間に応じた使用（入居）申込書類を、持参又は郵送のいずれかの方法にて、下記の提出先まで、ご提出ください。

必要な書類様式は、下記の提出先でお受け取りになるか、海陽町役場ホームページからダウンロードしてください。

提出いただいた申込書類に不足又は不備があり、催告したにも関わらず改善されない場合は、申込み条件を満たさないこととなりますので、十分にご注意ください。

なお、提出いただいた書類は、本事業以外の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。

★提出先★

〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128番地
海陽町役場（海南庁舎）産業振興課 移住体験施設担当
電話番号 0884-73-4161 ファクシミリ 0884-73-4160

★使用（入居）しようとする期間が1ヶ月以上1年以内の場合の申込書類★

提出書類
① <u>施設使用申込書（様式第1号）</u> ※海陽町のホームページからダウンロードできます。
② <u>施設使用意向調査票（別紙1）</u> ※海陽町のホームページからダウンロードできます。
③ <u>使用（入居）しようとする世帯全員の住民票の写し</u> ※住所がある市町村で発行されます。
④ <u>使用（入居）しようとする世帯全員の最新年度（前年中）の「所得・課税証明書」</u> ※1月1日時点の住所地の市町村で発行されます。 ※1月1日～5月31日の間の申込みの場合は、前年度（前々年中）の「所得・課税証明書」となります。 ※収入が無かった方の所得・課税証明書は提出を省略できます。
⑤ <u>使用（入居）しようとする世帯全員の「市町村税完納証明書」</u> ※住所がある市町村で発行されます。税金の滞納が無いことを証明するものです。 ※今まで市町村税の課税が無かった方の完納証明書は提出を省略できます。

12. 使用（入居）者の面接審査

当施設の設置目的として、使用（入居）者には、地域住民との交流を深めながら、海陽町での暮らしを体験していただくことを重要視しています。

★使用（入居）しようとする期間が6ヶ月以上の場合、申込書類による書面審査のほか、必要に応じて審査会又は施設所在地の地域住民による事前の面接審査を実施し、使用（入居）者の選定を行います。

事前面接の日時は、できる限り使用（入居）申込みされた方のご希望の日時で調整しますが、審査員又は地域住民との日時調整の都合により、ご希望の日時に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

面接の日時は、使用（入居）申込みがあってから、別途お知らせすることになります。

なお、面接に要する費用（交通費・滞在費）等、当施設の使用（入居）手続きにかかる経費の一切は自己負担となりますので、予めご理解・ご了承のうえ、お申込みください。

13. 定期賃貸借契約

使用（入居）しようとする期間が1ヶ月以上の場合、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する「定期賃貸借契約」を施設管理者との間で締結することにより、施設の使用（入居）を開始することができます。

「定期賃貸借契約」とは、契約で予め定めた使用（入居）期間の満了によって契約が終了し、貸主と借主の合意により期間満了日の翌日を始期とする新たな契約（再契約）を締結する場合を除き、期間満了日までに施設を必ず退居していただく契約です。

また、使用（入居）しようとする期間が6ヶ月以上の場合、定期賃貸借契約には、使用（入居）者と同程度以上の収入を有する者、又は町内の法人（企業）等で、施設管理者が適当と認めた連帯保証人1名が必要となります。

契約の詳しい手続きについては、使用（入居）の許可を受けた方に対して、別途お知らせしますが、次の書類の提出が必要となりますので、事前にお知らせします。

- (1) 同居人全員の施設同居誓約書（指定様式）
- (2) 連帯保証人引受承諾書（指定様式）
- (3) 連帯保証人の住民票の写し
- (4) 連帯保証人の印鑑登録証明書（証明日は3ヶ月以内のものに限る）
- (5) 連帯保証人の最新年度（前年中）の「所得・課税証明書」

＊使用（入居）しようとする期間が6ヶ月以上の場合のみ、(2) (3) (4) (5)の提出も必要になります。

なお、町内の法人（企業）等が連帯保証人となる場合は、(3) (4) (5)の提出は不要です。

14. 施設の概要

* 神野移住体験施設

(1) 基本事項（各戸共通）

- ① 所在地：徳島県海部郡海陽町神野字柿谷 136 番地
- ② 敷地面積（全体）：約 1,300 m²
- ③ 建築年：昭和 51～54 年（平成 30 年 3 月大規模改築済）
- ④ 設備：台所・風呂・洗面所（ガス給湯器）、台所（ガスコンロ）、トイレ（水洗洋式）、冷暖房（エアコン）ウッドデッキ、物置スペース、庭（専用及び共用）、畑（家庭菜園）、駐車場、告知放送設備（町内放送）、他
- ⑤ 供給処理施設：電気（四国電力）、上水道（簡易水道施設）、下水道（農業集落排水施設）、LP ガス（宮崎商事）、光ケーブルテレビ（テレビトクシマ）、光インターネット
*（STNet）

(2) 海陽町移住体験施設（神野移住体験住宅）A-1（定員：1～2 人程度）

- ① 構造：木造平屋建て（長屋） *A-2 との長屋タイプです。
- ② 建物面積：40.5 m²
- ③ 間取り：1R
- ④ 特別設備：台下冷蔵・冷凍庫有り

(3) 海陽町移住体験施設（神野移住体験住宅）A-2（定員：1～2 人程度）

- ① 構造：木造平屋建て（長屋） *A-1 との長屋タイプです。
- ② 建物面積：45.0 m²
- ③ 間取り：1R
- ④ 特別設備：台下冷蔵・冷凍庫有り

(4) 海陽町移住体験施設（神野移住体験住宅）B（定員：3～6 人程度）

- ① 構造：木造平屋建て（一戸建て）
- ② 建物面積：85.5 m²
- ③ 間取り：3LDK

(5) 海陽町移住体験施設（神野移住体験住宅）C（定員：3～6 人程度）

- ① 構造：木造平屋建て（一戸建て）
- ② 建物面積：85.5 m²
- ③ 間取り：3LDK

* 穴喰移住体験施設

(1) 基本事項

- ① 所在地：徳島県海部郡海陽町穴喰浦字正梶 188 番地 23
- ② 建築年：平成 14 年（令和 2 年 2 月大規模改築済）
- ③ 設備：台所・風呂・洗面所（ガス給湯器）、台所（ガスコンロ）、トイレ（水洗洋式）、冷暖房（エアコン）、物置スペース、庭、畑（家庭菜園）、駐車場、告知放送設備（町内放送）、他
- ④ 供給処理施設：電気（四国電力）、上水道（簡易水道施設）、下水道（穴喰公共下水）、LP ガス（宮崎商事）、光ケーブルテレビ（テレビトクシマ）、光インターネット *（STNet）

(2) 海陽町移住体験施設（穴喰移住体験住宅）（定員：2～3 人程度）

- ① 構造：木造平屋建て
- ② 建物面積：62.37 ㎡
- ③ 間取り：2LDK

15. 使用（入居）者の遵守義務

当施設は、その設置目的のため、使用（入居）にあたり、特有のルールを設けています。

使用（入居）者【同居人含む】には、施設の使用（入居）にあたり、次に掲げる事項を遵守していただきます。

使用（入居）上のルールをご承知おきのうえ、お申込みください。

- (1) 常に善良な管理意識を持って施設、設備、備品、什器類等を使用し、清潔に保つこと
- (2) 火気の取扱いに十分注意すること
- (3) 防災、防犯上の必要な対策を行うこと
- (4) 町及び地域コミュニティが定めたルールに従い、責任を持ってごみ排出すること
- (5) 使用（入居）する施設内及び施設周りの維持管理だけでなく、他の使用（入居）者と協力して、共同施設の清掃や敷地の除草、植木の剪定・水やり等を適宜実施し、敷地内の住環境を保全すること
- (6) 地域の行事・出役等には積極的に参加し、地域住民との交流を持ち良好な関係を築くこと
- (7) 施設の使用（入居）開始時から次の居住先を自ら選定し、期間満了時には円滑に退居すること
- (8) 施設の使用（入居）状況等に変更が生じた場合は、速やかに報告すること
- (9) 施設管理者の指示に従うこと

16. 使用（入居）者の禁止行為

当施設は、その設置目的のため、使用（入居）にあたり、特有のルールを設けています。

使用（入居）者【同居人含む】には、施設の使用（入居）にあたり、次に掲げる事項を禁止します。

使用（入居）上のルールをご承知おきのうえ、お申込みください。

- (1) 施設を利用する権利の譲渡、又は転貸
- (2) 施設、設備、備品、什器類等を故意に破損し、汚損し、又は滅失する、又はそのおそれがある行為
- (3) 施設内での喫煙
- (4) 施設の使用（入居）許可を得ていない者を同居させる行為
- (5) 施設内及び敷地内での動物の飼育。ただし、身体障害者補助犬等で承諾を得た場合を除く。
- (6) 施設での事業又は営業、寄附募集、興行、展示会、政治活動、宗教活動その他これに類する行為
- (7) 施設又は敷地内での文書、図書その他の印刷物等の貼り付け又は配布行為
- (8) 悪臭又は騒音を発生させ、他の使用（入居）者及び地域住民に迷惑を及ぼす行為
- (9) 暴力等を用いて他の使用（入居）者及び地域住民に危険を及ぼす行為
- (10) 施設又は敷地内への工作物の設置又は敷地の改造、模様替等の行為。ただし軽微な修繕を除く。
- (11) 敷地内の木竹の伐採及び植物を採取。ただし、施設維持管理上の必要な場合を除く。
- (12) 立入禁止区域への立ち入り
- (13) 所定の場所以外への車両を乗り入れ、又は留め置く行為
- (14) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為
- (15) 2月以上継続した施設の不使用 *使用（入居）期間が2月以上の場合
- (16) 暴力団の活動に利用させる行為

17. 使用（入居）者の通知義務

当施設は、その設置目的のため、使用（入居）にあたり、特有のルールを設けています。

使用（入居）者【同居人含む】は、使用（入居）期間中に次に掲げる事項に該当した場合は、施設管理者に通知し、又はその承諾を得ることが必要になります。

使用（入居）上のルールをご承知おきのうえ、お申込みください。

- (1) 被災等により、使用料の減免又は徴収猶予を受けようとするとき
- (2) 1月以上継続して施設を留守にすると *使用（入居）期間が1月以上の場合
- (3) 使用（入居）者に異動があるとき。ただし、出生による同居人の追加を除く。
- (4) 新たに同居人を追加するとき。ただし、出生による同居人の追加を除く。
- (5) 使用（入居）者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に使用者と同居していた者が、引き続き施設の使用を希望するとき
- (6) 使用（入居）者の責めに帰することのできない事由による、施設や施設管理者が所有する設備、備品等の破損、汚損又は滅失を発見し、その修繕を施設管理者に依頼するとき
- (7) 使用（入居）者の故意又は過失等の自己の責めに帰すべき理由により、施設や施設管理者が所有する設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したとき
- (8) 施設に特別な設備又は特殊備品の搬入をしようとするとき
- (9) 連帯保証人が死亡等により欠けたとき又は、連帯保証人を変更しようとするとき
*使用（入居）期間が6月以上の場合
- (10) 連帯保証人の氏名や住所が変更になったとき *使用（入居）期間が6月以上の場合
- (11) 使用（入居）許可期間の終了、又は許可の取り消しにより、施設の使用（入居）を終了（退居）す

るとき

(12) 使用（入居）許可期間の終了を待たず、施設の使用（入居）を終了（退居）したいとき

18. 使用（入居）許可の取り消し事由

当施設は、その設置目的のため、使用（入居）にあたり、特有のルールを設けています。

使用（入居）者【同居人含む】が、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、使用（入居）許可期間内であっても使用（入居）許可を取り消し、又契約を解除し、現に使用（入居）している場合は、直ちに施設の使用（入居）を終了（退居）していただきます。

使用（入居）上のルールをご承知おきのうえ、お申込みください。

- (1) 使用（入居）者の費用負担義務に違反したとき（「8.使用（入居）者の費用負担義務」参照）
- (2) 使用（入居）者の遵守義務に違反したとき（「20.使用（入居）者の遵守義務」参照）
- (3) 使用（入居）者の禁止行為を行ったとき（「21.使用（入居）者の禁止行為」参照）
- (4) 使用（入居）者の通知義務に違反したとき（「22.使用（入居）者の通知義務」参照）
- (5) 条例、規則及びこの「使用（入居）申込み」の手引きに違反したとき
- (6) 指定した日までに施設の使用（入居）の手続き、又は使用（入居）を開始しないとき
- (7) 使用（入居）を許可した条件に違反したとき
- (8) 使用（入居）目的以外の目的で施設を使用（入居）したとき
- (9) 使用料を使用（入居）開始時又は指定期日までに支払わないとき
*使用（入居）期間が3月未満の場合
- (10) 使用料を3月分以上滞納したとき *使用（入居）期間が3月以上の場合
- (11) 賠償責任義務に違反したとき

19. 使用（入居）者の留意事項

当施設は、その設置目的のため、使用（入居）にあたり、特有のルールを設けています。

使用（入居）者【同居人含む】には、施設の使用（入居）にあたり、次に掲げる事項も遵守していただきます。

使用（入居）上のルールをご承知おきのうえ、お申込みください。

- (1) 使用（入居）者は、使用（入居）期間が満了したとき、又は施設の使用（入居）許可を取り消されたときは、速やかに施設に搬入した物品等を撤去し、施設を原状に回復したうえで明け渡さなければならない、いかなる理由によってもこれを拒否することはできません。
- (2) 施設の管理上必要な場合、施設管理者は、予め使用者の承諾を得て立ち入ることができるものとします。ただし、使用者が立ち入りを承諾しない正当な理由を示さない場合は、この限りではありません。
- (3) 火災による延焼を防止する必要がある場合などの緊急の必要がある場合においては、施設管理者は予め使用者の承諾を得ることなく、施設内に立ち入ることができるものとします。
- (4) 施設の使用（入居）終了時（退居時）は、施設を清掃の上、通常の使用に伴い生じた損耗及び経年変化を除き、使用（入居）者により施設を原状に回復し、施設管理者の明け渡し検査を受けた上で、施設を返還していただきます。

- (5) 使用（入居）者が施設の原状回復義務を履行しないときは、施設管理者において施設を原状に回復し、これに要した費用は別途、使用（入居）者に請求します。
- (6) 使用（入居）者の責めに帰することができない施設や施設管理者が所有する設備、備品等の修繕は、施設管理者の負担により修繕します。
- (7) 使用（入居）者の故意又は過失等の自己の責めに帰すべき理由により、施設や施設管理者が所有する設備、備品等に損害が生じた場合、使用（入居）者にその損害賠償責任の義務があります。
- (8) 使用（入居）者は、施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、施設で発生した事件・事故に対して、施設管理者にその責任を問うことはできません。

20. 使用（入居）申込書類

施設の使用（入居）申込み書類（指定書式）は、以下のとおりです。

海陽町役場ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.town.kaiyo.lg.jp/docs/2018092500016/>)

施設使用意向調査票

年 月 日現在

ふりがな	性別 男・女	生年月日 年 月 日生		
申込者				
氏 名		(歳)		
現住所 〒				
同居予定者				
氏名	性別	年齢	職業・学生等	勤務先名・学校名・所在地
	男・女	歳		
	男・女	歳		
	男・女	歳		
	男・女	歳		

年	月	経歴 今まで暮らしてきた場所や経験等を差し支えの無い範囲で記載してください

自己PR欄（趣味・特殊技能・免許・資格等なんでも記載してください）

アンケート項目（現時点での状況でご回答ください）

*該当する項目に☑を付け、その他を選択した場合や記述式の場合は（ ）内にその内容を記載してください。

■移住体験施設を使用する目的は何ですか？【複数回答可】

- ☐ 田舎暮らしを体験したい
☐ 移住の候補地として
☐ 二地域居住*の候補地として
☐ 特に目的は無い
☐ 海陽町内で住居が確保できるまでの仮住まいとして
☐ その他（ ）

*二地域居住・・・現在の住居に加えてもう一つの居住地を他地域に持って暮らすこと

■今までに海陽町とはどのような関わりがありますか？【複数回答可】 ☐ 出身地である ☐ 過去に暮らしたことがある ☐ 知人・友人がいる ☐ 家族がいる ☐ 親戚がいる ☐ 職場（予定含む）がある ☐ 旅行等で訪れたことがある（ 回程） ☐ TV 等で見聞きしたことがある ☐ 名前だけ知っている ☐ 全く関わりが無い ☐ その他（ ）
■移住体験期間中、どのようなことを体験したいですか？ できるだけ詳細に記載してください。 []
■移住体験期間中の暮らしに関して、海陽町内にサポートしてくれる人はいますか？【複数回答可】 ☐ 家族がいる ☐ 親戚がいる ☐ 知人・友人がいる ☐ 職場（予定含む）関係者がいる ☐ 今のところ全くいない ☐ その他（ ）
■海陽町へ移住する意思是現時点でどの程度ありますか？ また、そう思う理由は何ですか？ ☐ 確実に移住する ☐ 条件さえ合えば移住する ☐ 今のところ移住する意思はない ☐ 分からない ☐ そう思う理由（ ）
■移住体験期間中、施設所在地を住所地として住民登録（転入）しますか？ ☐ 使用者（同居人含む）全員が住民登録する予定 ☐ 使用者（同居人含む）の一部が住民登録する予定 ☐ 使用者（同居人含む）全員が住民登録をしない予定 ☐ 分からない
■移住体験期間中の「しごと」はどうされる予定ですか？【複数回答可】 ☐ 既に海陽町内での就職又は自営業（農林水産業を含む）をしている（決まっている） ☐ 既に海陽町以外での就職又は自営業（農林水産業を含む）をしている（決まっている） ☐ 移住体験期間中に、海陽町内で就職先を見つける又は自営業（農林水産業含む）を始める ☐ 移住体験期間中に、海陽町以外で就職先を見つける又は自営業（農林水産業含む）を始める ☐ しごととはしない（する必要がない） ☐ しごとのことは決めていない ☐ しごとのことは考えていない ☐ その他（ ）
■移住体験終了後の住居は現時点ではどうされる予定ですか？【複数回答可】 ☐ 移住体験前の住居へ戻る ☐ 移住体験終了後は、海陽町以外に住む ☐ 移住体験期間中に海陽町内に新築住宅又は中古住宅を購入し、移住体験終了後はその物件に住む ☐ 移住体験期間中に海陽町内の借家・アパート等を探し、移住体験終了後はその物件を借りて住む ☐ 住居のことは決めていない ☐ 住居のことは考えていない ☐ その他（ ）
■移住体験終了後の生活（暮らし）のプランについて教えてください。できるだけ詳細に記載してください []
■施設のある地域は、地域コミュニティ活動により維持・管理・保全されています。 移住体験期間中、地域のさまざまな行事や出役等に参加・協力することはできますか？ ☐ 地域活動に参加・協力できない（したくない） ☐ 都合さえ合えば地域活動に参加・協力できる（したい） ☐ 積極的に地域活動に参加・協力できる（したい） ☐ 分からない ☐ その他（ ）
■施設の入居者選考にあたり、指定された日時・場所（海陽町内）で選考面接を受けることはできますか？ ※使用しようとする期間が 6 ヶ月以上の場合は選考面接があります。6 ヶ月以上を希望する場合のみご回答ください。 ☐ 選考面接を受けることができる ☐ 都合さえ合えば選考面接を受けることができる ☐ 選考面接を受けることはできない ☐ 分からない ☐ その他（ ）